

## はじめに

昨年（2023年（令和5年））4月に子ども家庭庁が発足しました。『こどもまんなか』の社会を実現しこどもの意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考えて福祉や健康の向上を目指すとのことです。障害児施策はいままでの厚労省から子ども家庭庁の管轄となりました。療育センターのとりくみの多くは子ども家庭庁による施策に基づくこととなります。「こども基本法」にあるように、すべてのこどもは障がいがあってもなくても大切にされ基本的な人権が守られ大事にされなくてはなりません。「こども基本法」の6つの理念を大切に子どもたちと関わっていこうと思っております。

昨年度に引き続き2023年（令和5年）度も地域支援体制整備にとりくみました。嶺南支援事業（2011年（H.23～））、小児療育担当職員等実務研修（2014年（H.26～））、リハイク（2020年（R.2～））地域の支援学校へのリハ職種派遣、リハシル（2022年（R.4～））教育との連携をテーマとしたモデル事業、入所部の短期入所での当事者支援（2021年（R.3～））に加え、『嶺南地域の市町の職員向けに専門医師による講座をYouTubeで配信』しました。この地域支援課の取り組みは、業務の効率化に取り組んだ医療課の『申請業務のオンライン化』とともに県でも評価され【福井県職員クレドアワード部局長賞】を受賞しました。今後もより一層の地域支援体制の充実にとりくんでいきます。

当センターの理念と基本方針は以下の通りです。

理 念：

「私たちは、あらゆる障がい児のために療育環境と療育技術の向上に努力いたします。」

基本方針：

- 1）あらゆる障がい児に対し、高度な医療と福祉を提供いたします。
- 2）県内各関連機関との連携を強化し、地域療育拠点施設として貢献いたします。
- 3）あらゆる障がい児の成長過程に合わせたQOL（生活の質）の向上を目指して、個々のニーズに対応いたします。

「こども」はいつかおとなになります。障害者の施策は厚労省管轄の障害者施策となります。小児から成人期のフォロー体制へどのようにつないでいくのか？18才以降の方々の生活についても考慮することが求められています。

今後とも『支援の必要な児・およびご家族、支援者の方々』へ、より質の高い医療と療育を提供することを目指して努力する所存ですので、皆さまのご支援・ご指導をよろしくお願いいたします。

この「療育のあゆみ」は、2023年（令和5年）度の業務実績をまとめたものです。

御高覧のうえご意見・ご感想をいただければ幸いです。

2024（令和6）年4月

福井県子ども療育センター所長 津田明美